

緊急事態宣言に伴う登園自粛期間の給食費等減免について

子どものその幼保連携型認定こども園 保育部

2020. 4. 15

園より

コロナウィルスの4月8日の緊急事態宣言の要請を受けて、4月の費用徴収分、登園自粛期間の給食費等減免等について園よりお知らせします。

- ・給食費(3～5歳児)は4月分通常通り6500円徴収して、5月の引き落としの際、自粛していた日数分を1日325円として計算してお返しします。
- ・バス利用の方については、バスの費用は4月分として運行しなかった4月13日～30日の間での分を1日300円として13日間、3900円をお返しします。
- ・布団リース、布団乾燥は業者へお支払いしているので返金はできません。(全園児)

市役所 保育課より

・4/10 締め切り後の「休園届及び減免申請」の受付について市役所保育課から次のようなお知らせがありましたので、お伝えします。(0～2歳児)

- 1、 4/10 までに保育料の「休園届及び減免申請」を提出しなかったが、会社と調整でき、急遽仕事が在宅勤務や自宅待機等で保育園を休める事となった人は、登園自粛の協力をしてもらえらるという事で締め切りを過ぎても理由を聞いて受付します。詳細はホームページに記載しております。
- 2、 4月入所の方の育児休業につきましても、会社からの許可があれば育児休業を5月末まで延長してかまわないこととなりました。育児休業を延長したことの記載がある就労証明書の提出が必要です。
また、4月入所で就労復帰予定のご家庭や、0～2歳児クラスのお子様のうち、自主的に休園して下さっているご家庭に、取扱いについて更新があり、詳しくはHPに記載されています。

※お問い合わせは市役所保育課におねがいします。

